

一般社団法人日本神経学会倫理規程

2007年3月9日制定

2016年4月9日改正

(目的)

第1条 この規程は、会員の諸活動が高い倫理観の下に行われることを目的とする。

第2条 本学会は、会員が研究、教育、診療などの諸活動に従事するに当たって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第3条 本学会に、前2条に係る事項を審議するために倫理・審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、第1条の目的及び倫理綱領の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) この規程並びに倫理綱領の改廃に関する審議
- (2) 会員の倫理向上の提言
- (3) 代表理事からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
- (4) 個人情報保護に関すること。
- (5) その他、委員会が必要と認める業務

(委員会の構成)

第5条 委員会は、本学会の理事会により推薦された、理事若干名、代議員数名、法律や生命倫理の専門家などをもって構成する。

- 2 委員長および委員は、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員長および委員の任期は、2年とする。
- 4 前項の委員の任期は、再任を妨げない。ただし、委員長の任期は、原則として2期4年までとする。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会は、出席委員の5分の4以上の賛成により決定を行う。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選により指名された者が委員長の職務を代理する。

(委員会報告)

第7条 委員長は、第4条第3号の規定に基づき代表理事から審議を附託されたときは、附託された日から起算して、90日以内に審議の結果を代表理事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく第4条第3号に定める諮問については、委員長は、代表理事への報告に際し、その倫理綱領違反をした者に対してとるべき処分としての厳重注意、一定期間の学会参加への資格停止、除名等、その他の裁定案を答申するものとする。

(裁定)

第8条 前条第2項の規定に基づき裁定案の答申を受けたときは、本学会理事会において出席理事の3分の2以上の決議によって承認を得た後、代表理事がこれを行う。ただし、社員総会決議が必要な除名については、代表理事はその処分案を社員総会に提案しなければならない。

(不服審査)

第8条の2 前条の規定により処分を受けた者は、その処分に不服があるときは、処分通知の日から2週間以内に、代表理事に不服審査の申し立てを行うことができる。

- 2 代表理事は、処分を受けた者から不服の申し立てを受けたときは、不服審査を委員会に付託する。
- 3 前項の規定に基づく不服申し立てに関する委員会における審査期間については、第7条第1項の規定を準用する。

(処分基準の制定等)

第9条 代表理事は、委員会および理事会の承認を得て、処分相当の事案についてあらかじめ処分の基準を定めることができる。

- 2 前項の規定に基づく処分の基準が定められている場合は、第4条第3項で定める代表理事による委員会への裁定案の審議附託は行わないことができる。

(改廃手続)

第10条 この規程を改正するときは、委員会で審議のうえ、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2007年3月9日から施行する。

附則

この規程は、2010年11月29日から施行する。

附則

この規程は、2014年4月12日から施行する。

附則

この規程は、2016年4月9日から施行する。